

総合交通に係る組織の必要性について

以下、「都市活性化に関する提言（都市活性化対策調査特別委員会 平成 23 年 3 月 4 日）」の抜粋

I はじめに

都市活性化対策調査特別委員会においては、平成 19 年 5 月 15 日の特別委員会設置以降、4 年間にわたって、蘇我特定地区をはじめ臨海部の開発・整備に関する事項、中心市街地の活性化に関する事項、及び総合交通に関する事項等に係る諸問題について、調査に取り組んでまいりました。

これまでの調査を通じて再認識したことは、今後の人口減少、超高齢化の進展に伴い、経済規模の縮小が予想される社会において都市活性化を図るためには、多額の投資により経済効果を生み出す従来の視点のみにとらわれることなく、既存ストックの有効活用の徹底や、市民・事業者との連携をより一層深め、それぞれが知恵を出し合いながら、一体となって活性化に取り組む視点が重要であるということであります。

当委員会の調査結果につきましては、3 月 4 日の本会議において報告を行ったところでありますが、**当局におかれましては、二代表制の一翼を担う議会としての意思を示した本提言を十分に参酌し、施策に反映されるよう要望いたします。**

3 総合交通に関する事項

(1)総合交通政策に関すること

ア 交通局を持たない制約がある中で、**本市が主体的に総合交通施策を展開するためには、交通事業者も交えた新たな会議の設置や、庁内組織の創設など、総合的な交通施策の意志決定を可能とする、交通局と同等の機能を果たす組織が必要である**ことから、検討されるよう望む。

イ 今後、超高齢化社会が進展する中で、公共交通はますます重要な役割を担うこととなるが、交通不便地域への対応に当たっては、交通事情や人口構成など、それぞれの地域特性を的確に把握し、地元負担のあり方などを考慮しつつ、コミュニティバスなどによる交通手段の確保を図るほか、デマンド交通など他自治体における新たな取り組みも参考にしながら、着実に取り組まれない。

ウ 路線バスについては、現状のバス経路が複雑化していることから、目的地までの経路をわかりやすくするための方策を検討するなど、利便性向上に向けた環境整備を促進されたい。

エ 自動車交通については、中心市街地への自動車流入規制や、JR 千葉駅の周辺道路における自動車交通対策が必要である。

オ 自転車交通については、地球温暖化対策や健康増進対策として大きな効果が期待できることから、走行環境の整備をはじめとした、自転車の利用促進に取り組まれない。